

総務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

〔 令和 7 年 9 月 11 日
総 務 省 〕

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和7年2月 18 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。)に基づき、総務省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、総務省が行う全ての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、2040 年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、総務省の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することを目指す。

この目標は、総務省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030 年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約 50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040 年度には 100%設置されることを目指す。

2. 新築建築物のZEB¹化

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。

また、2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

3. 電動車の導入

総務省の公用車については、代替可能な電動車(電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)をいう。以下同じ。)がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック(使用す

¹ ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) :

50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』(100%以上削減)、②Nearly ZEB (75%以上 100%未満削減)、③ZEB Ready (再生可能エネルギー導入なし)と定義しており、また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義している。

る公用車全体)でも 2030 年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

4. LED照明の導入

既存設備を含めた総務省のLED照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030 年度までに総務省で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。また、2030 年度以降について、再生可能エネルギー電力を 60%以上調達した上で、2040 年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の 80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

V. 措置の内容

政府実行計画で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

地方支分部局も含め総務省が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030 年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約 50%以上に太陽光発電設備が設置されることを目指す。2040 年度には 100%設置されることを目指す。その際、PPA モデルの活用も検討する。

- ① 総務省が新築する建築物(敷地を含む。)について、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- ② 総務省が保有する既存の建築物及び土地並びに新たに取得する土地については、その性質上適しない場合²を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討³を行い、太陽光発電設備を最大限設置⁴することを徹底する。⁵
- ③ 総務省は、これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則として①及び②に基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、具体的

² 「その性質上適しない場合」とは、早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合をいう。

³ 太陽光発電設備の設置可能性の検討に当たっては、建築物については設置可能な面積や日射条件、屋上を避難場所としているなど他の用途との調整、設備のメンテナンススペース、建築物の今後の存続期間、構造体の耐震性能、荷重条件等を考慮する。土地については、当該土地本来の使用目的を損なわずに設置できるか、設置可能な面積、日射条件、設置による災害リスク、水害等による被災リスク、景観保全、土地使用等に係る法令・条例の規制、規模が比較的大きい場合にあっては周辺環境との調和等を考慮する。

⁴ 太陽光発電の導入に当たっては、必要に応じ、PPAモデルの活用も検討する。PPAモデルとは、事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料をPPA事業者を支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しない訳ではないことに留意が必要。

⁵ 太陽光発電設備の設置に関して、国民への周知についても考慮するとともに、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明にも配慮する。

な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討し、総務省が保有する建築物等への導入を率先して進める。

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

- ① 太陽光発電により生じた余剰電力の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入するよう努める。
- ② 建築物の規模、構造等の制約を考慮しつつ、総務省の保有する建築物に地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。

2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指し、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready の基準を満たすことが可能な建築物においては、積極的に、より上位のZEB基準を満たすものとする。

- ③ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物省エネ法に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超えるZEB等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとする。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。

- ④ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入に当たっては、以下の取組を行う。
 - i) 空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を図る。
 - ii) 既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。
- ⑤ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。
 - i) 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。
 - ii) 職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
 - iii) コンピュータ室の冷房については、コンピュータ性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。

- ⑥ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進するよう努める。
- ⑦ 省エネルギー診断の実施に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の基本方針及び以下の方針に基づき進める。
 - i) 既に省エネルギー診断を実施済みの施設については、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
 - ii) まだ省エネルギー診断を実施していない施設においても、積極的な省エネルギー診断の実施に努める。
 - iii) 省エネルギー診断の結果については、診断を実施した施設においてエネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うとともに、そこで得られた知見を、施設の規模や用途が類似している他の施設に横展開し、更なる省エネルギーに向けた取組を行うよう努める。
 - iv) 省エネルギー診断を実施した結果は、ホームページで公表する等の方法により、情報公開を図る。
- ⑧ エネルギー管理の徹底を図るため、小規模庁舎に比べて削減ポテンシャルが高いと考えられる大規模な庁舎から順次ビルのエネルギー管理システム(BEMS)を導入することとする。地方庁舎への導入に当たっては、経済合理性に配慮し、施設を管理する総務省各機関において柔軟に判断する。
- ⑨ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入することを検討する。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体(廃棄段階を含む。)に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。
 - i) 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める等、新たな資材の製造に伴う温室効果ガス発生を抑制する。
 - ii) 建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。
 - iii) 建築物の建築等に当たってはエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促すよう努めるとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促すよう努める。
 - iv) 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、HFCを使用しない建設資材の利用を促進するよう努める。
 - v) 業務用エアコンの冷媒に用いられているHFCについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にHFCを適切に回収する。
 - vi) 建設廃棄物の抑制を図るため、建設業に係る指定副産物の再生利用を促進するとともに、指定副産物の新規用途の開発に努める。また、建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。
 - vii) 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(令和3年10月1日木材利用促進本部決定)に基づき、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとし、また、高層・低層に関わらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとする。

- ② 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取組を行う。
 - i) 雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の活用を引き続き図る。
 - ii) 排水再利用設備の活用を引き続き図る。
 - iii) 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具などを引き続き活用し、また、排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。
- ③ 敷地内の緑化や保水性舗装、散水について、以下の取組を行う。
 - i) 庁舎等の敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努める。
 - ii) 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。
- ④ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ⑤ エレベーターの運転の高度制御、高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑥ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定するよう努める。
- ⑦ 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発報や一部電力の遮断(防災上必要な部分を除く。)などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- ⑧ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。
- ⑨ 建築工事の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)の基本方針に則り、温室効果ガスの排出削減技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

(3) 新しい技術の率先的導入など 2050 年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

(4) 2050 年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050 年カーボンニュートラルの達成のため、温室効果ガスを排出する構造のインフラが長期にわたり固定化すること(ロックイン)がないよう、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進めることや、電化が困難な場合は使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化⁶に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

⁶ 設備の脱炭素化に当たっては、BCP、地域特性、技術動向も踏まえつつ検討する。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

- ① 総務省の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新⁷については 2022 年度以降全て電動車とし、ストックでも 2030 年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。
- ② これらの目標を達成するため、計画的に電動車を導入することとし、電動車の導入に当たっては、シェアリングの活用も検討する。
- ③ 公用車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。
- ④ 公用車の効率的利用等に当たり、次の取組を行う。
 - i) 公用車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行うとともに、使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。
 - ii) アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
 - iii) 3メディア対応型の道路交通情報通信システム(VICS)対応車載器を積極的に活用する。
 - iv) タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

(2) LED照明の導入等

- ① 庁舎等の新築・改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にLED照明への切替えを行い、総務省全体のLED照明のストックでの導入割合を、2030 年度までに 100%とする。
- ② LED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
- ③ 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯する。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 2030 年度までに総務省で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とした上で、2040 年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の 80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとする。
- ② 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。
- ③ 温室効果ガスの更なる削減を目指し、60%を超える電力についても、排出係数の可能な限り低い電力の調達を行う。
- ④ 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

⁷ 新規導入・更新には、リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も含む。

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択するよう努める。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底するよう努める。

(5) GX製品の率先調達

GX製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、総務省の事務及び事業における率先調達に取り組む。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。特に霞ヶ関地域においては、警備上・業務上支障がある場合を除き、移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
 - ・警備上支障のある場合
例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両
 - ・業務上支障のある場合
例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合
- ③ タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用に努める。
- ④ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかけるよう努める。

イ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ① 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- ② その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ③ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ④ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ⑤ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第 60 号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

- ① 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- ② 総務省の内部で使用する資料に加え、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ③ 不要となった用紙類(ミスコピー、使用済文書、使用済封筒等)については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限するよう努める。
- ④ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、総務省の部局単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- ⑤ FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

オ 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、トイレトペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

カ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48 号)等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用するよう努める。

キ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒(自然冷媒や低GWP冷媒)を使用する製品を積極的に導入するよう努める。

ク エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機を、エネルギー消費が少なく、また、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すよう努めるとともに、使用実態を精査し、設置台数の減少など適正な配置を促すよう努める。
- ② コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等における営業時間の短縮など省エネルギー化を促すよう努める。

ケ フロン類の排出の抑制

- ① HFC等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号。以下「フロ

ン排出抑制法」という。)に基づいて、機器の簡易点検(管理者による3月に1回以上の点検)及び定期点検(一定規模以上の機器について、専門的知見を有する者による1年又は3年に1回以上の点検)を行い、点検記録簿を整備する。なお、点検にて漏えい又は故障等を確認した場合には、速やかに処置を行う。

- ② 冷媒の漏えい対策のため、IoT技術等を活用した遠隔監視システムなどの漏えい検知システムの導入を図る。
- ③ 点検記録及びフロン排出抑制法に基づく証明書等の保存に当たっては、冷媒管理に関連する書類の作成や保存を電磁的に行うことができる冷媒管理システム(RaMS)を活用するなど、電子化に取り組むよう努める。
- ④ 機器の廃棄時には、フロン排出抑制法に基づき冷媒回収を徹底する。

コ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄(SF6)の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

サ CO2吸収型コンクリートの活用

CO2吸収型コンクリートについて、総務省として率先調達に努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

- ① 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。また、庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で適切に配置する。
- ③ ワンウェイ(使い捨て)製品の使用や購入の抑制を図る。
- ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑤ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用や熱回収を行うよう努める。
- ⑥ 食品ロス削減等のため、災害用備蓄食料のフードバンクへの提供などの取組を積極的に行う。
- ⑦ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和3年2月19日閣議決定)に則り、原則として、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

(2) 総務省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 総務省が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行うよう努める。
- ② 総務省が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促すよう努める。

(3) 事務・事業における Scope3 排出量への配慮

事務及び事業において、Scope3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

- ① 調査等の対象の府省等が勤務時間外に作業せざるを得ないような作業依頼（夕方に依頼し翌日提出期限等）は原則として行わないこととする。
- ② 勤務時間管理の徹底等による超過勤務の縮減や、年次休暇の計画的取得について、一層の徹底を図る。
- ③ 引き続き、「総務省テレワーク推進計画」に基づき、テレワークを推進するとともに、Web 会議システムの活用等を図る。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 職員が参加できる地球温暖化対策に関する研修について、秘書課において必要な情報提供を行う等、環境に対する職員の意識向上を推進する。
- ② 庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行うよう努める。
- ③ 各部局においては、地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう配慮する。

(3) 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促すよう努めるものとする。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本実施計画の実施状況については、毎年度、大臣官房企画課が取りまとめを行い、「総務省における政府の実行計画推進体制」において、評価・点検を行うものとする。評価・点検の結果は公表するものとし、公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績等との比較を行う等の評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改変等の要因分析も合わせて行い、公表する。

VII. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

総務省が所管する独立行政法人及び特殊法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。

なお、本取組の点検については、VIの実施状況の点検を通じて行う。

VIII. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

総務省 温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	438,710	268,128	260,556	－40.6%
施設の電気使用	kg-CO2	10,189,628	3,605,816	1,772,078	－82.6%
（電気使用量）	kWh	22,667,948	19,971,997	18,285,756	－19.3%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.450	0.181	0.097	－0.353
施設の燃料使用	kg-CO2	2,659,699	2,324,251	2,109,025	－20.7%
その他	kg-CO2	22,241	6	180	－99.2%
合計	kg-CO2	13,310,277	6,198,291	4,640,317	－65.1%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

総務省 温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	80.0（4 件） （2023 年度）	50
公用車に占める電動車の割合	%	64.4（2023 年度）	100
LED照明の導入割合	%	52.3（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	39.2（2023 年度）	60

※ 2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

総務本省 温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	116,069	76,250	54,584	－53.0%
施設の電気使用	kg-CO2	4,611,047	1,412,567	668,090	－85.5%
（電気使用量）	kWh	10,492,977	9,918,553	9,575,667	－8.7%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.439	0.142	0.070	－0.369
施設の燃料使用	kg-CO2	840,346	1,009,042	830,876	－1.1%
その他	kg-CO2	0	0	0	－
合計	kg-CO2	5,567,461	2,497,859	1,861,684	－66.6%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

総務本省 温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	100（1 件） （2023 年度）	50
公用車に占める電動車の割合	%	89.7（2023 年度）	100
LED照明の導入割合	%	55.1（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	58.5（2023 年度）	60

※ 2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- ② 庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は 28℃程度、暖房の場合は 19℃程度）を徹底する。
- ③ 公用車について、電動車の導入を推進するとともに、効率的利用を図る。
- ④ 庁舎専用部分の照明について、LED照明の導入を推進するとともに、必要時以外は消灯に努める。
- ⑤ 再生可能エネルギー電力の調達を推進する。
- ⑥ 超過勤務縮減、テレワーク等効率的な勤務体制を推進する。

○推進体制

対策の実施責任者は大臣官房会計課長とし、必要に応じて、各部局等の筆頭課長等で構成される官房各局連絡会議等により対策の周知徹底を図る。

総務省地方支分部局 温室効果ガス削減計画
(管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、四国行政評価支局、行政評価事務所)

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				13 年度比	
公用車燃料	kg-CO2	95,887	66,978	57,362	－40.2%
施設の電気使用	kg-CO2	1,058,919	464,255	310,091	－70.7%
(電気使用量)	kWh	2,129,692	1,334,668	1,333,002	－37.4%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.497	0.348	0.233	－0.264
施設の燃料使用	kg-CO2	531,430	327,304	288,436	－45.7%
その他	kg-CO2	0	0	0	－
合計	kg-CO2	1,686,236	858,537	655,888	－61.1%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

総務省地方支分部局 温室効果ガス削減対策及び目標
(管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、四国行政評価支局、行政評価事務所)

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	－	－
公用車に占める電動車の割合	%	75.0（2023 年度）	100
L E D照明の導入割合	%	43.0（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	20.3（2023 年度）	60

※ 2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- ② 庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は 28℃程度、暖房の場合は 19℃程度）を徹底する。
- ③ 公用車について、電動車の導入を推進するとともに、効率的利用を図る。
- ④ 庁舎専用部分の照明について、L E D照明の導入を推進するとともに、必要時以外は消灯に努める。
- ⑤ 再生可能エネルギー電力の調達を推進する。
- ⑥ 超過勤務縮減、テレワーク等効率的な勤務体制を推進する。

○推進体制

対策の実施責任者は、管区行政評価局（沖縄行政評価事務所及び四国行政評価支局を含む。）においては総務課長、事務所においては所長又は行政監視行政相談課長等を実施責任者とし、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じて課長職以上の幹部で構成する幹部会に報告するとともに、職員に対して目標達成のための対策の強化を図る。

総務省地方支分部局 温室効果ガス削減計画
(総合通信局、沖縄総合通信事務所)

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	203, 423	113, 623	132, 192	－35. 0%
施設の電気使用	kg-CO2	2, 068, 250	824, 960	295, 228	－85. 7%
(電気使用量)	kWh	4, 341, 945	3, 612, 013	2, 390, 406	－44. 9%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0. 476	0. 228	0. 124	－0. 352
施設の燃料使用	kg-CO2	484, 051	306, 846	251, 341	－48. 1%
その他	kg-CO2	22, 241	6	180	－99. 2%
合計	kg-CO2	2, 777, 965	1, 245, 435	869, 286	－68. 7%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

総務省地方支分部局 温室効果ガス削減対策及び目標
(総合通信局、沖縄総合通信事務所)

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	40. 8（2023 年度）	100
L E D照明の導入割合	%	44. 9（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	42. 3（2023 年度）	60

※ 2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- ② 庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は 28℃程度、暖房の場合は 19℃程度）を徹底する。
- ③ 公用車について、電動車の導入を推進するとともに、効率的利用を図る。
- ④ 庁舎専用部分の照明について、L E D照明の導入を推進するとともに、必要時以外は消灯に努める。
- ⑤ 再生可能エネルギー電力の調達を推進する。
- ⑥ 超過勤務縮減、テレワーク等効率的な勤務体制を推進する。

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長又は財務課長とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて局所内各課長等で構成される委員会を設置する。
- ② 総務課又は財務課において、目標達成の見込み把握し、必要に応じて、職員に対しメールで周知する等対策の強化を図る。

自治大学校 温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				13 年度比	
公用車燃料	kg-CO2	5,590	2,255	2,795	－50.0%
施設の電気使用	kg-CO2	1,150,306	840,868	230,000	－80.0%
(電気使用量)	kWh	2,584,958	2,236,352	2,300,000	－11.0%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.445	0.376	0.1	－0.345
施設の燃料使用	kg-CO2	279,622	206,511	275,847	－1.4%
その他	kg-CO2	0	0	0	－
合計	kg-CO2	1,435,518	1,049,635	508,642	－64.6%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

自治大学校 温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	66.7（2 件） （2023 年度）	50
公用車に占める電動車の割合	%	100（2023 年度）	100
L E D 照明の導入割合	%	29.3（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	3.0（2023 年度）	60

※ 2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- ② 庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は 28℃程度、暖房の場合は 19℃程度）を徹底する。
- ③ 公用車について、電動車の導入を推進するとともに、効率的利用を図る。
- ④ 庁舎専用部分の照明について、L E D 照明の導入を推進するとともに、必要時以外は消灯に努める。
- ⑤ 再生可能エネルギー電力の調達を推進する。
- ⑥ 超過勤務縮減、テレワーク等効率的な勤務体制を推進する。

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、庶務課長とし、対策の徹底を図る。
- ② 庶務課において、取組予定の削減対策の進捗状況、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握することに努める。

情報通信政策研究所 温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	—	—	—	—
施設の電気使用	kg-CO2	122,476	63,165	28,633	—76.6%
（電気使用量）	kWh	301,664	309,634	286,325	—11.0%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.406	0.204	0.1	—0.306
施設の燃料使用	kg-CO2	92,002	73,322	58,125	—36.8%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	214,477	136,488	86,758	—59.5%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

情報通信政策研究所 温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
L E D照明の導入割合	%	65.8（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	30.0（2023 年度）	60

※ 2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- ② 庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は 28℃程度、暖房の場合は 19℃程度）を徹底する。
- ③ 公用車について、電動車の導入を推進するとともに、効率的利用を図る。
- ④ 庁舎専用部分の照明について、L E D照明の導入を推進するとともに、必要時以外は消灯に努める。
- ⑤ 再生可能エネルギー電力の調達を推進する。
- ⑥ 超過勤務縮減、テレワーク等効率的な勤務体制を推進する。

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、庶務課長とし、対策の徹底を図る。
- ② 庶務課において、取組予定の削減対策の進捗状況、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握することに努める。

消防大学校 温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	6,863	4,041	6,800	－0.9%
施設の電気使用	kg-CO2	655,179	0	131,036	－80.0%
（電気使用量）	kWh	1,527,424	1,500,049	286,325	－11.0%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.429	0	0.1	－0.329
施設の燃料使用	kg-CO2	373,704	355,021	354,000	－5.3%
その他	kg-CO2	0	0	0	－
合計	kg-CO2	1,035,746	359,063	491,836	－52.5%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

消防大学校 温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	－	－
公用車に占める電動車の割合	%	66.7（2023 年度）	100
LED照明の導入割合	%	59.4（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	3.0（2023 年度）	60

※ 2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- ② 庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は 28℃程度、暖房の場合は 19℃程度）を徹底する。
- ③ 公用車について、電動車の導入を推進するとともに、効率的利用を図る。
- ④ 照明について、LED照明の導入を推進するとともに、必要時以外は消灯に努める。
- ⑤ 再生可能エネルギー電力の調達を推進する。
- ⑥ 超過勤務縮減、テレワーク等効率的な勤務体制を推進する。

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、庶務課長とし、対策の徹底を図る。
- ② 庶務課において、取組予定の削減対策の進捗状況、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、目標達成のための対策の強化を図る。

消防研究センター 温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				13 年度比	
公用車燃料	kg-CO2	10,878	4,980	6,900	－36.6%
施設の電気使用	kg-CO2	523,451	0	109,000	－79.2%
(電気使用量)	kWh	1,289,288	1,060,728	1,090,000	－15.5%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	0	0.1	－0.306
施設の燃料使用	kg-CO2	373,704	46,205	50,400	－13.9%
その他	kg-CO2	0	0	0	－
合計	kg-CO2	592,874	51,185	166,300	－72.0%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

消防研究センター 温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	100（1 件） （2023 年度）	50
公用車に占める電動車の割合	%	0（2023 年度）	100
L E D 照明の導入割合	%	50.2（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	3.0（2023 年度）	60

※ 2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- ② 庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は 28℃程度、暖房の場合は 19℃程度）を徹底する。
- ③ 公用車について、電動車の導入を推進するとともに、効率的利用を図る。
- ④ 照明について、L E D 照明の導入を推進するとともに、必要時以外は消灯に努める。
- ⑤ 再生可能エネルギー電力の調達を推進する。
- ⑥ 超過勤務縮減、テレワーク等効率的な勤務体制を推進する。

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、庶務課長とし、対策の徹底を図る。
- ② 庶務課において、取組予定の削減対策の進捗状況、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、目標達成のための対策の強化を図る。